

美祢市建設工事等指名競争入札参加者資格等に関する要綱新旧対照表

現行	改正案																
<p>(格付の方法)</p> <p>第9条 市長は、建設工事のうち、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事及び水道施設工事の有資格業者で、市内に主たる営業所を有するものについて格付を行うものとする。_____</p>	<p>(格付の方法)</p> <p>第9条 市長は、建設工事のうち、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事及び水道施設工事の有資格業者で、市内に主たる営業所を有するものについて格付を行うものとする。<u>ただし、水道施設工事については、当該年度において美祢市上下水道局に登録された美祢市上下水道局指定水道当番事業者であるものとする。</u></p>																
<p>_____</p>	<p>_____</p>																
<p>2～6 略</p>	<p>2～6 略</p>																
<p>別表第1(第9条関係)</p>	<p>別表第1(第9条関係)</p>																
<p>総合評点</p>	<p>総合評点</p>																
<p>1～2 略</p>	<p>1～2 略</p>																
<p>格付区分</p>	<p>格付区分</p>																
<p>1 土木一式工事</p>	<p>1 土木一式工事</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 911 226 963">等級</th> <th data-bbox="226 911 1144 963">等級別条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 963 226 1134">A</td> <td data-bbox="226 963 1144 1134">(1) 総合評点が<u>1,100点以上</u>であること。 (2) 該当工事の特定建設業の許可を受けていること。 (3) <u>直近の経営事項審査の該当平均完成工事高が5,000万円以上であること。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1134 226 1305">B</td> <td data-bbox="226 1134 1144 1305">(1) 等級Aに該当しないこと。 (2) 総合評点が850点以上であること。 (3) <u>直近の経営事項審査の該当平均完成工事高が1,000万円以上であること。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1305 226 1390">C</td> <td data-bbox="226 1305 1144 1390">(1) 等級A又は等級Bに該当しないこと。 (2) 総合評点が650点以上であること。</td> </tr> </tbody> </table>	等級	等級別条件	A	(1) 総合評点が <u>1,100点以上</u> であること。 (2) 該当工事の特定建設業の許可を受けていること。 (3) <u>直近の経営事項審査の該当平均完成工事高が5,000万円以上であること。</u>	B	(1) 等級Aに該当しないこと。 (2) 総合評点が850点以上であること。 (3) <u>直近の経営事項審査の該当平均完成工事高が1,000万円以上であること。</u>	C	(1) 等級A又は等級Bに該当しないこと。 (2) 総合評点が650点以上であること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 911 1240 963">等級</th> <th data-bbox="1240 911 2152 963">等級別条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 963 1240 1134">A</td> <td data-bbox="1240 963 2152 1134">(1) 総合評点が<u>1,000点以上</u>であること。 (2) 該当工事の特定建設業の許可を受けていること。 _____</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1134 1240 1305">B</td> <td data-bbox="1240 1134 2152 1305">(1) 等級Aに該当しないこと。 (2) 総合評点が850点以上であること。 _____</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1305 1240 1390">C</td> <td data-bbox="1240 1305 2152 1390">(1) 等級A又は等級Bに該当しないこと。 (2) 総合評点が650点以上であること。</td> </tr> </tbody> </table>	等級	等級別条件	A	(1) 総合評点が <u>1,000点以上</u> であること。 (2) 該当工事の特定建設業の許可を受けていること。 _____	B	(1) 等級Aに該当しないこと。 (2) 総合評点が850点以上であること。 _____	C	(1) 等級A又は等級Bに該当しないこと。 (2) 総合評点が650点以上であること。
等級	等級別条件																
A	(1) 総合評点が <u>1,100点以上</u> であること。 (2) 該当工事の特定建設業の許可を受けていること。 (3) <u>直近の経営事項審査の該当平均完成工事高が5,000万円以上であること。</u>																
B	(1) 等級Aに該当しないこと。 (2) 総合評点が850点以上であること。 (3) <u>直近の経営事項審査の該当平均完成工事高が1,000万円以上であること。</u>																
C	(1) 等級A又は等級Bに該当しないこと。 (2) 総合評点が650点以上であること。																
等級	等級別条件																
A	(1) 総合評点が <u>1,000点以上</u> であること。 (2) 該当工事の特定建設業の許可を受けていること。 _____																
B	(1) 等級Aに該当しないこと。 (2) 総合評点が850点以上であること。 _____																
C	(1) 等級A又は等級Bに該当しないこと。 (2) 総合評点が650点以上であること。																

現行		改正案	
D	(1) 等級A、等級B又は等級Cに該当しないこと。 (2) 新規業者	D	(1) 等級A、等級B又は等級Cに該当しないこと。 (2) 新規業者
2 建築一式工事		2 建築一式工事	
等級	等級別条件	等級	等級別条件
A	(1) 総合評点が800点以上であること。 (2) 該当工事の特定建設業の許可を受けていること。 (3) 直近の経営事項審査の該当平均完成工事高が5,000万円以上であること。	A	(1) 総合評点が800点以上であること。 (2) 該当工事の特定建設業の許可を受けていること。
B	(1) 等級Aに該当しないこと。 (2) 総合評点が600点以上であること。 (3) 直近の経営事項審査の該当平均完成工事高が1,000万円以上であること。	B	(1) 等級Aに該当しないこと。 (2) 新規業者
C	(1) 等級A又は等級Bに該当しない者 (2) 新規業者		
3 舗装工事		3 舗装工事	
等級	等級別条件	等級	等級別条件
A	(1) 総合評点が800点以上であること。 (2) 該当工事の特定建設業の許可を受けていること。	A	(1) 総合評点が800点以上であること。 (2) 該当工事の特定建設業の許可を受けていること。
B	(1) 等級Aに該当しないこと。 (2) 総合評点が650点以上であること。	B	(1) 等級Aに該当しないこと。 (2) 総合評点が650点以上であること。
C	(1) 等級A又は等級Bに該当しない者 (2) 新規業者	C	(1) 等級A又は等級Bに該当しない者 (2) 新規業者
4 とび・土工・コンクリート工事		4 とび・土工・コンクリート工事	

現行		改正案	
等級	等級別条件	等級	等級別条件
A	(1) 総合評点が800点以上であること。 (2) 該当工事の特定建設業の許可を受けていること。	A	(1) 総合評点が800点以上であること。 (2) 該当工事の特定建設業の許可を受けていること。
B	(1) 等級Aに該当しないこと。 (2) 総合評点が700点以上_____であること。	B	(1) 等級Aに該当しないこと。 (2) 総合評点が700点以上750点以上であること。
C	(1) 等級A又は等級Bに該当しない者 (2) 新規業者	C	(1) 等級A又は等級Bに該当しない者 (2) 新規業者
5 管工事		5 管工事	
等級	等級別条件	等級	等級別条件
A	(1) 総合評点が800点以上であること。	A	(1) 総合評点が800点以上であること。
B	(1) 等級Aに該当しないこと。 (2) 総合評点が <u>650点以上</u> であること。	B	(1) 等級Aに該当しないこと。 (2) 総合評点が <u>700点以上</u> であること。
C	(1) 等級A又は等級Bに該当しない者 (2) 新規業者	C	(1) 等級A又は等級Bに該当しない者 (2) 新規業者
6 水道施設工事		6 水道施設工事	
等級	等級別条件	等級	等級別条件
A	(1) 総合評点が800点以上であること。 (2) 該当工事の特定建設業の許可を受けていること。	A	(1) 総合評点が800点以上であること。 (2) 該当工事の特定建設業の許可を受けていること。
B	(1) 等級Aに該当しないこと。 (2) 総合評点が650点以上であること。	B	(1) 等級Aに該当しないこと。 (2) 新規業者
C	(1) 等級A又は等級Bに該当しない者 (2) 新規業者		

現行

改正案

別記様式（第9条関係）

別記様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

第 年 月 日 号

様

様

美祢市長

美祢市長

印

印

格付等級通知書

格付等級通知書

年度における貴社の格付等級は、美祢市建設工事等指名競争入札参加者資格等に関する要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

年度における貴社の格付等級は、美祢市建設工事等指名競争入札参加者資格等に関する要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、この通知書受領後に競争入札参加資格審査申請書の審査事項に変更があったときは、速やかに届け出てください。

なお、この通知書受領後に競争入札参加資格審査申請書の審査事項に変更があったときは、速やかに届け出てください。

記

記

工事の種類	格付等級	総合評点	客観点数	市評価点
土木一式				
建築一式				
舗装				
とび・土工・コンクリート				
管				
水道施設				
格付等級有効期限	年 月 日 まで			

工事の種類	格付等級	総合評点	客観点数	市評価点
土木一式				
建築一式				
舗装				
とび・土工・コンクリート				
管				
水道施設				
格付等級有効期限	年 月 日 まで			

※ 上記以外の工事の種類については格付けを行いません。

※ 水道施設工事については、当該年度において、「同工事の入札参加資格者名簿」及び「美祢市上下水道局指定水道当番事業者」の双方に登録がある業者を格付けしています。

現行	改正案